

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護等</u>休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇及び事故休暇を承認するものとする。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>3歳に満たない子を養育する職員</u>が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子を養育する職員</u>が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、<u>子どもの看護休</u>暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇及び事故休暇を承認するものとする。</p>

2 ……略……

第18条 ……略……

(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、要介護者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(子育て部分休暇)

第21条 任命権者は、職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満9歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇（次項及び第3項において同じ。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 ……略……

第18条 ……略……

3 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員に対する特例)

第22条 ……略……

(委任)

第23条 ……略……

附 則

1～10 ……略……

11 この条例の施行の際現に旧条例第16条の規定により定められている勤務時間、休日、休暇等は、新条例第22条の規定により定められたものとみなす。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定による時間外勤務の免除（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）及び新条例第21条の規定による子育て部分休暇に係る手続は、施行日前においても行うことができる。

(会計年度任用職員に対する特例)

第19条 ……略……

(委任)

第20条 ……略……

附 則

1～10 ……略……

11 この条例の施行の際現に旧条例第16条の規定により定められている勤務時間、休日、休暇等は、新条例第19条の規定により定められたものとみなす。